

平成 29 年 3 月 24 日

株主各位

福井県坂井市丸岡町下久米田 38 字 33 番
ゲンキー株式会社
代表取締役社長 藤永 賢一

株式の分割に関する基準日設定公告

当社は、平成 29 年 3 月 13 日開催の取締役会において、平成 29 年 4 月 11 日（火曜日）付をもって当社普通株式 1 株を 2 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式分割により株式の割当を受ける権利の基準日を平成 29 年 4 月 10 日（月曜日）と定めましたので公告いたします。

なお、上記株式分割に伴い、会社法 184 条第 2 項の規定に基づき、平成 29 年 4 月 11 日（火曜日）付をもって、当社定款第 6 条の発行可能株式総数を現行の 12,000,000 株から 24,000,000 株に変更することを併せて決議いたしましたので、お知らせいたします。

以上

お知らせおよびご注意

1. 株式の分割後のご所有株式に関する案内は、平成 29 年 5 月中旬にお届出のご住所にお送り申し上げます。
2. 平成 29 年 4 月 11 日（火曜日）付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
3. (1) 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きをお願いいたします。
(2) 特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。

特別口座管理機関 みずほ信託銀行株式会社
〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号
みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-288-324（フリーダイヤル）